

身体拘束等適正化のための指針

鳥取県立中部療育園

令和6年4月1日施行

[改訂] 令和7年5月

1 基本理念

身体的拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況におくことを指し、結果として、能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為です。

中部療育園は利用される方の安心安全が確保されるように、必要のない身体拘束等を正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、身体拘束等廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしない支援の実施に努めます。

2 身体拘束等の適正化に向けた体制

中部療育園では身体拘束の廃止に向けて「身体拘束適正化委員会」を設置し、虐待防止・身体拘束等の原則廃止に向けた取り組みを行います。

（１）身体拘束適正化委員会の目的

- ・身体拘束等に関する職員研修の実施
- ・身体拘束等の現状把握及び改善についての検討と結果を職員で周知
- ・児童虐待・身体拘束に関するマニュアル及び指針の整備と見直し

（２）身体拘束適正化委員会の構成

- ・総括虐待防止責任者、虐待防止担当者、係長級職員
- ・必要に応じて苦情解決委員会の第３者委員会等の外部委員を招集する

（３）身体拘束適正化委員会の開催

- ・年１回以上、必要な場合は臨時開催する

（４）職員アンケートの実施

- ・年１回、各職員に対し虐待防止及び身体拘束に関わるアンケート（チェックリスト）を実施する。

3 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

「身体拘束等についての正しい知識と理解（身体拘束等の適正化）について」、全ての職員に対して基礎的内容・適切な知識の普及・啓発と、自身が行った（行っている）身体拘束について、適切な方法による支援であるか見直す。

（１）研修内容

- ・虐待防止担当者等が参加した身体拘束及び虐待に関する研修内容の伝達
- ・事例検討等

（２）研修の実施方法

- ・身体拘束適正化委員会にて研修内容を検討
- ・伝達研修、事例検討及び電子会議室での資料閲覧等の方法で実施（全職員対象）

（３）研修の開催について

- ・年１回以上、必要な場合は臨時開催する
- ・開催時は記録を残す

4 身体拘束等の報告に関する基本方針

身体拘束適正化委員会（別紙：身体拘束適正化委員会設置要綱参照）を招集し対応の検討を行う。緊急やむを得ない場合、「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書（様式1）」を作成し、説明書に沿って本人・ご家族から了解を得る。

5 身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針

身体拘束等を行わない支援を検討することが原則である。しかしながら、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてにあてはまる状態にある場合には身体拘束適正化委員会にて十分に検討を行い必要最低限の身体的拘束を行う。その場合、本人・家族への説明・同意を得て行うこととする。また身体拘束を行った場合は、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力する。状況については経過記録〔様式2〕をし、適宜検証を行う。

6 閲覧に関する基本方針

本方針は、ホームページに掲載する。見直し、変更のある場合は掲載内容を変更する。

（引用）不適切な身体拘束を防止するための手引き 鳥取県
身体拘束ゼロへの手引き 厚生労働省